2 長薬発第 939 号 令和 2 年 12 月 23 日

地域薬剤師会長 様同 薬局部会長 様

長野県薬剤師会 会長 日野 寛明

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養期間中に おける被保険者資格証明書の取扱いについて(再周知)

平素、本会の運営に際しまして、種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について、長野県健康福祉部健康増進課国民健康保険室長から別添のと おり通知がありました。

本件については、先般通知しておりますが、県内でも自宅療養・宿泊療養が開始されていることから、改めて通知がされました。

国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の軽症者等として宿泊療養又は自宅療養となった場合、当該期間中の医療機関の受診については、資格証明書を被保険者証とみなして扱うこととされております。つきましては、ご多忙の折、誠に恐縮ですが、貴会(部会)会員にご周知下さいますよう、よろしくお願いします。

長野県薬剤師会

担当:保険医療課 中島・大塚・桐山 〒390-0802 松本市旭 2-10-15 〒0263-34-5511 脳0263-34-0075 E-mail: hoken3@naganokenyaku.or.jp

2 健増国号外 令和 2 年(2020年)12月21日

- 一般社団法人 長野県医師会長
- 一般社団法人 長野県歯科医師会長 様
- 一般社団法人 長野県薬剤師会長

長野県健康福祉部健康増進課 国民健康保険室長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養期間中に おける被保険者資格証明書の取扱いについて(再周知)

このことについては、別添のとおり令和2年5月1日付け2健増国号外で通知しておりますが、県内でも自宅療養・宿泊療養が開始されていますので、改めて通知します。

国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている被保険者が、新型コロナウイルス感染症の軽症者等として宿泊療養又は自宅療養となった場合、当該期間中の医療機関の受診については、資格証明書を被保険者証とみなして扱うこととされております。

つきましては、その取扱いにご留意いただくとともに、関係機関へ改めて周知いただきますよう、お願いいたします。

健康増進課国民健康保険室支援・指導係

(室長)油井 法典 (担当)小田中 真

TEL 026-235-7096 (直通)

FAX 026-235-7485

E-mail kokuho@pref.nagano.lg.jp

市町村国民健康保険主管課長 国民健康保険団体連合会事務局長

- 一般社団法人長野県医師会事務局長
- 様
- 一般社団法人長野県歯科医師会事務局長
- 一般社団法人長野県薬剤師会事務局長

長野県健康福祉部健康増進課 国民健康保険室長

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療 養期間中における被保険者資格証明書の取扱いについて

このことについて、別添のとおり厚生労働省保険局国民健康保険課長及び医療課長から通知がありました。

本県では、宿泊療養及び自宅療養は現時点ではありませんが、今後、国民健康保険被保険者資格証明書を交付されている国保被保険者が、新型コロナウイルス感染症の軽症者等として宿泊療養又は自宅療養となった場合、当該期間中の医療機関の受診については、資格証明書を被保険者証とみなして扱うこととされましたので、対応にご留意願います。

長野県 健康福祉部 健康増進課

(室長)油井 法典 (担当)小田中 真 〒380-8570 長野県長野市南長野幅下 692-2 電話 026-235-7096 (直通)

FAX 0 2 6 - 2 3 5 - 7 4 8 5

Email kokuho@pref.nagano.lg.jp

保国発0430第1号保医発0430第5号令和2年4月30日

地方厚生(支)局医療指導課長 都道府県民生主管部(局) 殿 国民健康保険主管課(部)長

厚生労働省保険局国民健康保険課長 (公印省略)

厚生労働省保険局医療課長 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養期間中における被保険 者資格証明書の取扱いについて

都道府県等においては、入院病床の状況等に鑑み、必要な場合には、新型コロナウイルス感染症の患者のうち、高齢者や基礎疾患を有する者など以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方(以下「軽症者等」という。)に対して、宿泊療養及び自宅療養を実施しているところであるが、これにより、軽症者等が、都道府県が用意する宿泊施設での安静・療養(以下「宿泊療養」という。)中又は自宅での安静・療養(以下「自宅療養」という。)中に医療機関を受診(訪問診療、往診等による受診を含む。)することが考えられる。

この場合、国民健康保険被保険者資格証明書(以下「資格証明書」という。)を交付されている国民健康保険の被保険者については、市町村の窓口に納付相談や保険料の納付、特別療養費又は療養費の支給申請のために訪れることは、感染拡大を防止する必要性から避ける必要があることから、軽症者等の宿泊療養及び自宅療養期間中の資格証明書の取扱いについて、下記のとおりとりまとめたので、都道府県におかれては、貴都道府県衛生主管部(局)等関係部局、管内保険者及び国民健康保険団体連合会への周知をお願いしたい。

また、地方厚生(支)局におかれては、保険医療機関、保険薬局及び指定訪問看護事業者(以下「保険医療機関等」という。)に対し、周知をお願いしたい。

第一 軽症者等の宿泊療養及び自宅療養期間中における資格証明書の取扱いについて

保険医療機関等にあっては、軽症者等である国民健康保険の被保険者の宿泊療養及び 自宅療養期間中の受診において当該被保険者が資格証明書を提示した場合は、当該月の 療養については、当該資格証明書を被保険者証とみなして取り扱うこと。

なお、被保険者が70歳から74歳までの場合の一部負担金の割合は、保険者に電話等で確認の上判断すること。保険者との確認が困難な場合は、3割として取り扱うこと。

また、当該保険医療機関は、資格証明書を提示した者に対して処方せんを発行する場合には、処方せんの備考欄に「 と記載すること。

本取扱いは、5月診療分から適用することとする。

第二 請求及び支払時における留意点について

第一に伴う診療報酬の請求に当たっては、特別療養費請求書ではなく、被保険者証に よる受診と同様の取扱いによること。

国民健康保険団体連合会及び保険者においては、保険医療機関等に関しては、第一のとおり資格証明書を被保険者証とみなして取り扱われることを踏まえ、当該保険医療機関等からの資格証明書が交付された被保険者に関する請求に対する審査・支払に当たっては機械的に返戻等を行わないよう留意すること。

第三 その他

第一による取扱いについては、衛生主管部(局)等関係部局に伝えるなど、必要な連携を図ること。

以上